

白馬村手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第33号

白馬村手数料条例の一部を改正する条例

白馬村手数料条例（平成12年白馬村条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第12条の2の規定に基づく住民票に記載されている事項を記載した書類又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票に関する証明手数料	1通	300円 （多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあっては、250円）
--	--------------	----	--

」

を

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第12条の2の規定に基づく住民票に記載されている事項を記載した書類又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票に関する証明手数料	1通	300円 （多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあつては、150円）
--	--------------	----	--

」

に改め、

「

印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書手数料	1件	300円 （多機能端末機による交付にあつては、250円）
------------	------------	----	-------------------------------------

」

を

「

印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書手数料	1件	300円 （多機能端末機による交付にあつては、150円）
------------	------------	----	-------------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

白馬村手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
(略)				(略)			
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第12条の2の規定に基づく住民票に記載されている事項を記載した書類又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票に関する証明手数料	1通	300円 （多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあっては、 <u>150円</u> ）	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第12条の2の規定に基づく住民票に記載されている事項を記載した書類又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票に関する証明手数料	1通	300円 （多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあっては、 <u>250円</u> ）
(略)				(略)			
印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書手数料	1件	300円 （多機能端末機による交付にあっては、 <u>150円</u> ）	印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書手数料	1件	300円 （多機能端末機による交付にあっては、 <u>250円</u> ）
(略)				(略)			